

住民訴訟を提起できる場合	出訴期間
監査結果に不服がある場合	監査の結果の通知を受け取ってから30日以内
勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合	措置結果の通知を受けてから30日以内
勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合	措置期限の日から30日以内
請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合	60日を経過した日から30日以内
監査を実施しなかった(却下された)ことに不服がある場合	却下の通知を受け取ってから30日以内